

12月1日施行

ストレスチェックへの備え

2015年度島根県社労士会セミナー

参加費無料
セミナー後個別相談あり

社労士がわかりやすく説明します。

労働安全衛生法の改正により ストレスチェック制度が12月1日から実施されます。メンタルヘルス対策の充実と強化を目的に常時50人以上の事業場に対して、医師・保健師等による労働者のストレスチェックと面接指導が義務付けられます。50人未満の事業場では、当分の間、努力義務ですが、実施促進のための助成金制度があります。国の指針では「実施に当たっては、ストレスチェック制度の実施に関する規定を定めなければならない」とされています。

こうしたことから今回のセミナーを企画しました。ぜひ多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。なお、当日は無料の個別相談もあわせて実施いたします。



講師

内部晋介氏

特定社会保険労務士
島根県社会保険労務士会会員
内部社会保険労務士事務所（出雲市）

セミナー内容

- ストレスチェックとは
- 産業医との連携は
- 面接指導とは
- 就業規則の変更は必要か
- 50人未満の事業所の対応は

開催日時・会場

2015年10月21日(水) 午後2時～

会場：パルメイト出雲4階パルメイトホール（JR出雲市駅前）

駐車場は市営北・南駐車場（無料になります）をご利用ください

プログラム

13:00～	受付開始
14:00～15:30	セミナー
15:30～16:30	個別相談

お申し込み方法

- 裏の申し込み用紙に必要事項を記入いただき、FAX、郵送にてお申し込みください（TELでも可です）
- 応募締切—10月9日
郵送先：〒690-0886
松江市母衣町55-4 島根県社会保険労務士会

主催：島根県社会保険労務士会

後援：島根県・出雲市・（一社）島根県経営者協会・島根県中小企業団体中央会

松江商工会議所・出雲商工会議所

お問い合わせ：島根県社会保険労務士会 TEL 0852-26-0402 FAX 0852-26-0412